

熊本県環境影響評価条例及び同条例施行規則の改正について

令和6年（2024年）11月
熊本県環境生活部環境局環境保全課

1 環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発事業が行われる場合、その事業が周辺にどのような影響を与えるか、事業者が事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民や行政の意見を聴き、十分な環境保全措置を講じることにより、より良い事業計画を作り上げていく制度です。

環境アセスメントは許認可等の制度ではなく、事業者が自ら主体となって事業計画の作成段階で環境影響を評価することで、その結果を事業計画や施工時、供用時の環境配慮に反映することが特徴で住民や行政などの意見を聴く手続などがあります。

熊本県では、こうした環境アセスメントの一連の手続と仕組みについて、熊本県環境影響評価条例（以下「条例」という。）及び熊本県環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）を定め、平成13年度（2001年度）から実施しています。

また、これまでに平成26年（2014年）の計画段階環境配慮書手続の追加等、必要な改正を行ってきました。

2 条例・規則の概要

（1）条例の手続

条例に基づく手続は、計画段階環境配慮書（配慮書）、環境影響評価方法書（方法書）、環境影響評価準備書（準備書）、環境影響評価書（評価書）の4段階が定められており、手続の流れの概要は別図1のとおりです。

準備書までの各段階では、知事は、市町村、審査会、一般の意見等を踏まえ、事業者に対し意見を述べることなどが定められています。

（2）条例の対象となる事業

条例に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、規則で定めており、具体的な事業の種類と規模要件等は別表のとおりです。

3 改正の趣旨・概要

（1）条例の改正（「認定地域脱炭素化促進事業」に係る配慮書手続の省略）

令和4年（2022年）4月1日に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正において創設された「認定地域脱炭素化促進事業^{※1}」について、条例の配慮書手続を適用しないこととします（方法書手続以降の手続は実施します）。

※1

認定地域脱炭素化促進事業とは、再生可能エネルギー（太陽光・風力等。以下「再エネ」という。）を利用した発電施設等を整備する事業であって、国及び県が再エネの導入の促進を目的として作成した促進区域に関する基準に基づき、市町村が設定した促進区域内で行われ、かつ、環境の保全のための取組等について市町村が認定した事業をいいます。

本県では、国の基準等を踏まえ、本県の自然的社会的条件に応じた環境への保全への適正な配慮を確保するものとして、令和5年（2023年）9月に「再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準」（以下「県基準」という。）を定めています。

なお、当事業については、環境影響評価法における配慮書手続も不要となっています。

（2）規則の改正（風力発電所に係る特例規定の削除）

現在、風力発電所については、環境アセスメントの対象事業となった平成30年から特例規定^{※2}を設けていますが、この特例規定に該当すれば、環境アセスメントの対象事業とならず、すべての手続が不要となることから、認定地域脱炭素化促進事業よりも有利な扱いとなり、制度間のバランスが取れないこととなります。

上記温対法の改正により、認定地域脱炭素化促進事業が新たに創設されたことに伴い、再エネ事業に関しては、県基準等により適地誘導を行うため、この特例規定を廃止し、今回の認定地域脱炭素化促進事業に係る改正に一本化します。

※2

風力発電所の特例規定とは、規則別表第1の5の項の(7)のAからオまでの規定（風車が最も近い住宅等から1km以上離れていること、設置位置が国立公園の区域等でないこと等）のことをいいます。現行の規則では、Aからオまでのいずれにも該当する場合は、環境アセスメントの対象事業とはなりません。

なお、規則の詳細については、参考資料2（現行規則）を御参照ください。

（3）対象となる事業の種類

条例の対象事業であり、かつ、認定地域脱炭素化促進事業の対象となる「水力発電所」、「地熱発電所」、「風力発電所」及び「太陽電池発電所」が今回の改正の適用を受ける可能性のある事業の種類です。

ただし、「水力発電所」及び「地熱発電所」は、現時点で県基準が定められていないため、仮に市町村が促進区域を設定した場合であっても、現在のところ改正条例の適用は受けられません。

4 施行予定日

（1）条例：令和7年（2025年）4月1日

（2）規則：令和7年（2025年）10月1日（一部は公布の日）

【参考】 温対法の改正の概要等（認定地域脱炭素化促進事業関係）

（１） 公布日及び施行日

公布日：令和３年（２０２１年）６月２日

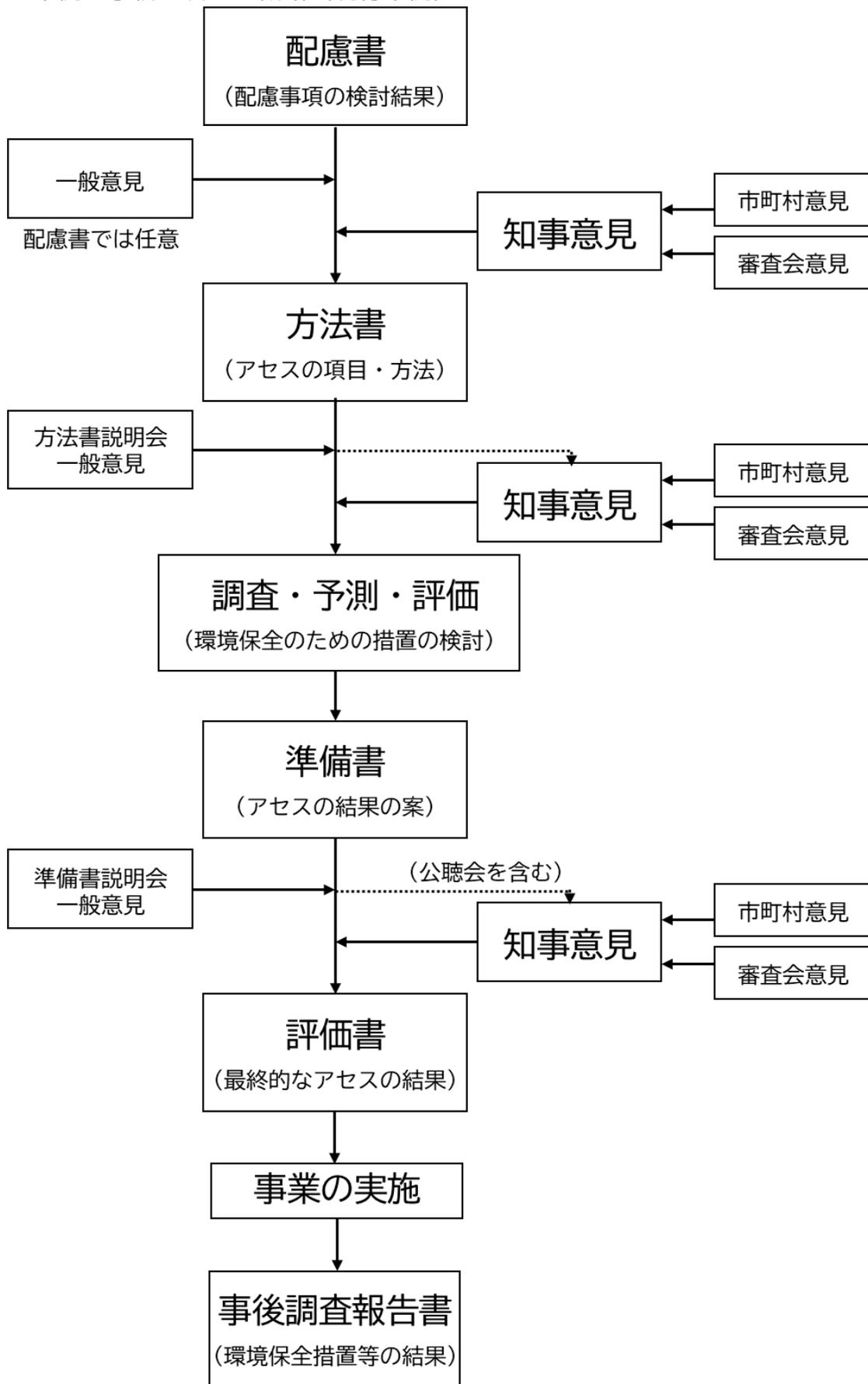
施行日：令和４年（２０２２年）４月１日

（２） 温対法改正の概要

再エネの導入の促進を進めるうえでは、一部の再エネ事業について環境への適正な配慮がなされず、また地域との合意形成が十分に図られていないことに起因し、地域の受容性が低下し、地域社会との共生が課題となっていました。

このため、改正温対法では、再エネ事業について、適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進することを目的とした「地域脱炭素化促進事業に関する制度」が創設されました。

別図1 条例の手続の流れの概略（現行条例）



別表 条例の対象事業及び規模要件

番号	事業の種類	事業の規模要件等
1	国道、県道、市町村道、 農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域においては2車線以上かつ長さ10km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上
	堰 放水路	湛水面積50ha以上又は改築後の面積50ha以上かつ増加面積25ha以上 土地改変面積50ha以上
3	鉄道	長さ5km以上
	軌道	長さ5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上
5	水力発電所	出力15,000キロワット以上
	火力発電所	出力75,000キロワット以上
	地熱発電所	出力5,000キロワット以上
	風力発電所	出力5,000キロワット以上 (一定の条件 ^{注1} に該当する事業は除く)
	太陽電池発電所	太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積が20ha以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kリットル/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上 (干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)
8	土地区画整理事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積 (人口集中地区の面積を除く) 25ha以上 ; 一定の条件 ^{注2} に該当することを知事が認めた事業は除く)
9	新住宅市街地開発事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上 ; 一定の条件 ^{注2} に該当することを知事が認めた事業は除く)
10	工業団地の造成事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上 ; 一定の条件 ^{注2} に該当することを知事が認めた事業は除く)
11	新都市基盤整備事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上 ; 一定の条件 ^{注2} に該当することを知事が認めた事業は除く)
12	流通業務団地の造成事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上 ; 一定の条件 ^{注2} に該当することを知事が認めた事業は除く)
13	住宅団地の造成事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上 ; 一定の条件 ^{注2} に該当することを知事が認めた事業は除く)
14	農用地の造成事業	面積100ha以上 (農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又は レクリエーション施設	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上 ; 一定の条件 ^{注2} に該当することを知事が認めた事業は除く)
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上
17	工場、事業場	燃料使用量8kリットル/時又は平均排出水量1万立法メートル/日以上 (地下水保全地域においては燃料使用量8kリットル/時又は平均排出水量0.5万立法メートル/日以上)
18	豚房施設	施設面積7,500平方メートル以上又は増設後の総面積9,000平方メートル以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上 ; 一定の条件 ^{注2} に該当することを知事が認めた事業は除く)

注1

- 発電施設を設置する場所の周囲1kmの範囲内に、学校、住宅その他の静穏を必要とする建築物が存在しないこと
- 当該事業が実施される区域内に、国立公園、国定公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区、風致地区、県立自然公園、景観形成地域、史跡、名勝若しくは天然記念物、重要文化的景観等に該当する区域及び史跡等が存在しないこと。

注2

- 採取する地下水採取量と開発により減少する地下水涵養量を超える地下水涵養を行うこと。
- 敷地外涵養について、同一の地下水保全地域内で、有効な涵養を実施すること。
- 地下水採取により、周辺地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。
- 地下水保全条例に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。
- 地下水採取に代えて他の水源の確保が困難でない場合、他の水源の確保をすること。
- 各事業特性及び地域特性に応じた環境保全措置を行うこと。
- 土地の売却や権利の設定を行う場合に、上記事項を実施する契約内容とすること。
- 工事着手後、上記の実施状況の報告書を作成し、知事へ送付すること。

この表は規則別表第1を要約したものです。詳細は、参考資料2（現行規則）を参照してください。